

那こ政策第 69-2 号

令和 3 年 7 月 9 日

放課後児童クラブを利用する保護者の皆様

那覇市長 城間 幹子  
(公 印 省 略)

家庭保育の協力について(依頼)

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、この度、沖縄県が特別措置法に基づく緊急事態措置の再延長されたことを受け、原則開所の上、保護者の皆さまには改めて「家庭保育の協力」を依頼することといたしました。

保護者の皆様におかれましては、下記の通りご協力くださいますようお願いいたします。

なお、本決定事項は、7月9日現在であり、変更があり得ることを申し添えます。

記

1 家庭保育の協力依頼(保育料の減免があります。)

放課後児童クラブの開所日において、お仕事がお休みの場合等で家庭での保育が可能な日に、通所を見合わせ、ご家庭での保育を行う「家庭保育の協力」をお願いいたします。**家庭保育の実施日につきましては、保育料の日割減免の対象となります。**

対象期間：令和3年7月12日(月)～8月22日(日)

2 各ご家庭におかれましては、「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」における、県民へ要請(県内全域)内容をご留意のうえ、感染防止対策を実施していただくようお願いいたします。

3 家族に感染者が発生した、または、PCR検査を受けた、保健所から濃厚接触者として指定された場合は、直ちに児童クラブまでご連絡をお願いします。